

京都市告示第191号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年6月15日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大塚水0044号	山科区大塚元屋敷町44番地の2地先 同町43番地の18地先	
1	西野水0020号	山科区西野野色町98番地の10地先 同町99番地地先	
1	桂水0020号	西京区桂朝日町55番地の4地先 同町54番地先	
1	桂水0121号	西京区桂朝日町48番地の1地先 同町47番地の2地先	

(建設局土木管理部道路明示課)